2026年11月11日

各　位

会　社　名　　株式会社カカクコム
代表者名　　代表取締役社長　村上　敦浩
（コード番号2371　東証プライム）
問合せ先　　取締役上級執行役員CFO　粕谷　進一
（TEL　03-5725-4554）

会　社　名　　Kamgras　1株式会社
代表者名　　代表取締役
ロバート・パトリック・ライアン

Kamgras　1株式会社による株式会社カカクコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

Kamgras　1株式会社は、本日、同社が2026年5月13日より開始した株式会社カカクコムの株券等に対する公開買付けについて、別添の「株式会社カカクコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料はKamgras　1株式会社（公開買付者）が株式会社カカクコム（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026年11月11日付「株式会社カカクコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

2026年11月11日

各　位

会 社 名　Kamgras　1株式会社
代表者名　代表取締役 ロバート・パトリック・ライアン

株式会社カカクコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

Kamgras　1株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社カカクコム（証券コード：2371、株式会社東京証券取引所プライム市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2026年５月13日より開始しております。

今般、公開買付者は、本公開買付けにおける対象者株式１株当たりの買付け等の価格を3,683円から3,700円に変更することを決定し、2026年11月11日、公開買付届出書（2026年５月19日付、2026年５月27日付、2026年６月４日付、2026年６月17日付、2026年７月２日付、2026年７月７日付、2026年７月17日付、2026年７月31日付、2026年８月13日付、2026年８月27日付、2026年９月10日付、2026年９月29日付、2026年10月14日付及び2026年10月28日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月11日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年11月26日まで延長し、合計134営業日とすることを決定いたしました。

これに伴い、2026年５月12日付「株式会社カカクコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2026年７月２日付及び2026年７月７日付「株式会社カカクコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」並びに2026年７月17日付、2026年７月31日付、2026年８月13日付、2026年８月27日付、2026年９月10日付、2026年９月29日付、2026年10月14日付及び2026年10月28日付「株式会社カカクコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

（訂正前）

＜前略＞

その後、本提案者はBCPE Blitz Cayman, L.P.の名義で、2026年10月26日付で「「株式会社カカクコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下、「10月26日付本提案者プレスリリース」といいます。）を公表しております。10月26日付本提案者プレスリリースによれば、本提案者は公開買付価格（本提案者）を3,597円から3,700円に変更することを決定したとのことです。なお、条件付き公開買付価格（本提案者）は3,720円から変更はないとのことです。また、対象者が2026年10月27日付で公表した「「BCPE Blitz Cayman, L.P.による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」によれば、2026年10月27日付で本公開買付契約に基づき、公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れたとのことです。また、2026年10月27日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権の所有者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年７月２日付の意見に変更はないとのことです。しかしながら、公開買付価格（本提案者）である3,700円及び条件付き公開買付価格（本提案者）である3,720円は、いずれもKDDI価格閾値（10月26日付本提案者プレスリリース時点では3,756円であり、本10月28日付条件変更（以下に定義します。）後は3,757円）を依然として充足しておりません。また、本提案者は、これまでの価格引上げの過程において、KDDI価格閾値を上回る価格で公開買付価格（本提案者）を変更してきた経緯があり、KDDIの協力を前提とする条件付き公開買付価格（本提案者）を含む提案が実現可能性を有するために必要となる条件を十分認識しているものと考えられるところ、10月26日付本提案者プレスリリースにおいて、本提案者は、KDDI価格閾値を上回る価格で公開買付け（本提案者）を開始することを表明しておりません。したがって、公開買付者としては、10月26日付本提案者プレスリリースにおける提案内容の公表によっても引

き続き不透明な状況の解消には至っていないものと理解しております。このような状況下において、公開買付者としては、対象者の株主の皆様に対して現に提供している売却機会をより有利なものとすることが、株主の皆様の応募判断に資するとともに、本公開買付けの成立確度を高めることにつながるものと考えております。そこで、公開買付者は、本 10 月 14 日付条件変更以降の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に現に提供している売却機会をより有利なものとし、本公開買付けの成立確度を高める観点から、本公開買付価格を 3,682 円から 3,683 円に変更することを決定し、2026 年 10 月 28 日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 10 月 28 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 11 月 12 日まで延長し、合計 125 営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本 10 月 28 日付条件変更」といいます。）。本提案者が公開買付価格（本提案者）を 3,700 円に引き上げたことを受け、公開買付者は 2026 年 10 月 27 日付で、対象者より、本公開買付けが継続する場合における本提案者による公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足可能性も踏まえた、本公開買付契約に基づく本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けております。公開買付者としては、その内容を踏まえた対応について検討しておりますが、現時点で決定した事実はございません。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を更に高めるため、Oasis との間で複数回にわたり意見交換の機会を設けて協議を行っており、本 10 月 14 日付条件変更以降も本公開買付けへの応募に関する協議を継続しておりますが、現時点で決定している事実はありません。

＜中略＞

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、対象者が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前１株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しております。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性がありますが、対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第 27 条の 22 の２に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第 24 条の６第１項、令第４条の３）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の対象者株式１株当たり 2,994 円を予定しています。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るために EQT から本不応募株主に提案したものです。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

その後、本提案者は BCPE Blitz Cayman, L.P. の名義で、2026 年 10 月 26 日付で「「株式会社カカクコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下、「10 月 26 日付本提案者プレスリリース」といいます。）を公表しております。10 月 26 日付本提案者プレスリリースによれば、本提案者は公開買付価格（本提案者）を 3,597 円から 3,700 円に変更することを決定したとのことです。なお、条件付き公開買付価格（本提案者）は 3,720 円から変更はないとのことです。また、対象者が 2026 年 10 月 27 日付で公表した「「BCPE Blitz Cayman, L.P. による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」によれば、2026 年 10 月 27 日付で本公開買付契約に基づき、公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れたとのことです。また、2026 年 10 月 27 日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権の所有者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨の 2026 年７月２日付の意見に変更はないとのことです。しかしながら、公開買付価格（本提案者）である 3,700 円及び条件付き公開買付価格（本提案者）である 3,720 円は、いずれも KDDI 価格閾値（10 月 26 日付本提案者プレスリリース時点では 3,756 円であり、本 10 月 28 日付条件変更（以下に定義します。）後は 3,757 円）を依然として充足しておりません。また、本提案者は、これまでの価格引上げの過程において、KDDI 価格閾値を上回る価格で公開買付価格（本提案者）を変更してきた経緯があり、KDDI の協力を前提とする条件付き公開買付価格（本提案者）を含む提案が実現可能性を有するために必要となる条件を十分認識しているものと考えられるところ、10 月 26 日付本提案者プレスリリースにおいて、本提案者は、KDDI 価格閾値を上回る価格で公開買付け（本提案者）を開始することを表明しておりません。したがって、公開買付者としては、10 月 26 日付本提案者プレスリリースにおける提案内容の公表によっても引き続き不透明な状況の解消には至っていないものと理解しております。このような状況下において、公開買付者としては、

対象者の株主の皆様に対して現に提供している売却機会をより有利なものとすることが、株主の皆様の応募判断に資するとともに、本公開買付けの成立確度を高めることにつながるものと考えております。そこで、公開買付者は、本 10 月 14 日付条件変更以降の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に現に提供している売却機会をより有利なものとし、本公開買付けの成立確度を高める観点から、本公開買付価格を 3,682 円から 3,683 円に変更することを決定し、2026 年 10 月 28 日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 10 月 28 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 11 月 12 日まで延長し、合計 125 営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本 10 月 28 日付条件変更」といいます。）。本提案者が公開買付価格（本提案者）を 3,700 円に引き上げたことを受け、公開買付者は 2026 年 10 月 27 日付で、対象者より、本公開買付けが継続する場合における本提案者による公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足可能性も踏まえた、本公開買付契約に基づく本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けました（以下「10 月 27 日付協議申入れ」といいます。）。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を更に高めるため、Oasis との間で複数回にわたり意見交換の機会を設けて協議を行っており、本 10 月 14 日付条件変更以降も本公開買付けへの応募に関する協議を継続しておりますが、現時点で決定している事実はありません。

その後、公開買付者は、10 月 27 日付協議申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、2026 年 11 月 11 日、本公開買付価格を 3,683 円から 3,700 円に変更することを決定し、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 11 月 11 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 11 月 26 日まで延長し、合計 134 営業日とすることを決定いたしました。

＜中略＞

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、対象者が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前１株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しております。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性がありますが、対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第 27 条の 22 の２に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第 24 条の６第１項、令第４条の３）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の対象者株式１株当たり 3,008 円を予定しています。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るために EQT から本不応募株主に提案したものです。

＜後略＞

（３）買付け等の期間

（訂正前）

2026 年５月 13 日（水曜日）から 2026 年 11 月 12 日（木曜日）（125 営業日）

（訂正後）

2026 年５月 13 日（水曜日）から 2026 年 11 月 26 日（木曜日）（134 営業日）

（４）買付け等の価格

（訂正前）

① 普通株式１株につき、金 3,683 円

② 新株予約権

（ⅰ）第８回新株予約権につき、金１円

（ⅱ）第 10 回新株予約権につき、金１円

（ⅲ）第 11 回新株予約権につき、金１円

（ⅳ）第 13 回新株予約権につき、金１円

（ⅴ）第 14 回新株予約権につき、金１円

（ⅵ）第 15 回新株予約権につき、金１円

（ⅶ）第 16 回新株予約権につき、金１円

（viii）第 17 回新株予約権につき、金１円
（ix）第 18 回新株予約権につき、金１円
（ｘ）第 19 回新株予約権につき、金１円
（xi）第 20 回新株予約権につき、金１円

(訂正後)
① 普通株式１株につき、金 3,700 円
② 新株予約権
（ｉ）第８回新株予約権につき、金１円
（ii）第 10 回新株予約権につき、金１円
（iii）第 11 回新株予約権につき、金１円
（iv）第 13 回新株予約権につき、金１円
（ｖ）第 14 回新株予約権につき、金１円
（vi）第 15 回新株予約権につき、金１円
（vii）第 16 回新株予約権につき、金１円
（viii）第 17 回新株予約権につき、金１円
（ix）第 18 回新株予約権につき、金１円
（ｘ）第 19 回新株予約権につき、金１円
（xi）第 20 回新株予約権につき、金１円

（６）決済の開始日
(訂正前)
2026 年 11 月 19 日（木曜日）

(訂正後)
2026 年 12 月３日（木曜日）

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。公開買付者、対象者、株式会社デジタルガレージ及びKDDI株式会社の各ファイナンシャル・アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても、英文で開示が行われます。

【将来に関する記述】

このプレスリリースの記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。